

特定非営利活動法人 NSCA ジャパン
会員規約

特定非営利活動法人 NSCA ジャパン（以下「当協会」という）の会員資格ならびに、入退会に関する事項は、特定非営利活動法人 NSCA ジャパン定款、および本会員規約によります。

第1条 入会手続

当協会の会員になるには会員種別に応じて以下の手続きをとることが必要です。

- 1) 正会員：入会申込および年会費の納入
- 2) 学生会員：入会申込、学生であることを証明する書類*の提出、および年会費の納入
- 3) 賛助会員：入会申込および年会費の納入
- 4) 18歳未満の方が入会する場合は、会員種別にかかわらず、親権者の同意書の提出を入会条件とする

*学生であることを証明する書類とは、原則として学校教育法で指定された教育機関が発行するもので有効な期限が明記されているものとします。

第2条 会員の成立

入会申込書の提出（学生会員の場合は、学生であることを証明する書類の提出を含む）と年会費の納入を、当協会が確認した時点で会員として登録されます。

第3条 会員の有効期限

会員の有効期限は、会員として登録された月の末日から起算して1年間とします。

第4条 会員有効期限の更新

会員の有効期限の更新に関しては以下のように定めます。

- (1) 第3条に定める有効期限までに、年会費を納入する（学生会員の場合は、学生であることを証明する書類の提出を含む）ことで有効期限を更新することができます。
- (2) 有効期限後であっても、有効期限から起算して6ヵ月以内であれば、第4条1)と同等の手続きを行うことで有効期限を更新することができます。なお、この場合の更新後の有効期限は、更新前の有効期限から1年間とします。
- (3) 有効期限から起算して6ヵ月を過ぎた場合および退会した場合は、新たに第1条に定める入会手続きをとるものとします。

第5条 会員種別の変更

- 1) 会員は、第4条1) および第4条2) に定める更新手続きの時に限り、事務局に会員種別の変更を申し出ること、会員種別を変更することができます。なお、有効期限の途中での種別変更はできません。
- 2) 学生会員に種別変更する時は、学生であることを証明する書類を提出しなければなりません。

第6条 退会手続

- 1) 会員は、退会届に必要な事項を記入のうえ提出することで、任意に退会することができます。ただし、すでに納入した年会費等の払い戻しは受けられません。
- 2) 会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。また、会員資格を第三者へ譲渡、または継承することはできません。

第7条 登録情報の変更

- 1) 当協会に登録中の情報に変更があった場合は、速やかに事務局にその内容を連絡するものとします。
- 2) 住所、電話番号、またはメールアドレス等の変更の連絡がなく、当協会から会員への機関誌の送付、各種の通知、または各種書類の送付等が、遅延または完了できなかった場合、当協会はその責を負わないものとします。

第8条 会員の義務

- 1) 会員は、定款第8条に定める会費を納入しなければなりません。
- 2) 会員は、定款、会員倫理規程、本規約および理事会の定める規則、または法令を遵守しなければなりません。

第9条 禁止事項

- 1) 会員は、理事会の許可なく、当協会の名称やこれを連想させる名称、ロゴなどを無断で使用して活動することはできません。
- 2) 会員は、当協会の活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動もしくはこれに類似する行為を行うことはできません。

第10条 規約の変更その他

- 1) 会員規約条文において、理事会の決定および承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとします。
- 2) 当規約において定めるもののほか、必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定めます。

附則

本会員規約は2012年10月1日より施行する。

本会員規約は2018年1月15日より施行する。

本会員規約は2019年6月16日より施行する。

本会員規約は2021年5月14日より施行する。